

# 三井住友信託ファンドラップの譲渡益に対する課税について

三井住友信託ファンドラップでは、三井住友信託銀行がお客さまに代わって複数の国内投資信託の売買を行います。お客さまご自身で国内投資信託の売買を行う場合と同様の税制が適用されます。

組入投資信託ごとの譲渡益は申告分離課税の対象となり、確定申告が必要になります。ただし、「特定口座(源泉徴収あり)」での取引は、原則として確定申告をする必要はありません。

NISA口座で発生した損失は税務上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。

## ■ 契約終了時のお受取金額について

- 契約終了時には、待機資金を含む全ての運用資産の換金手続きを順次行い、指定口座に入金します。換金終了時に投資顧問報酬(未精算の固定報酬(日割計算)と成功報酬)を差し引きます。
- 契約終了時に、待機資金を含む全ての運用資産の時価評価額の合計額がご契約金額を上回っていても、契約終了時の投資顧問報酬や、特定口座での源泉徴収等により、お受取金額がご契約金額を下回る場合があります。

## ● 契約終了時の組入投資信託の取引例 (イメージであり厳密なものではありません。税率を20.315%としています。)

契約金額	銘柄名称	①売却 約定金額	②取得価額 または費用	③譲渡損益 (①-②)	④税額 (③×税率)
1,000万円	Aセクション	300万円	290万円	10万円	20,315円
	Bセクション	400万円	380万円	20万円	40,630円
	Cファンド	160万円	100万円	60万円	121,890円
	Dファンド	150万円	160万円	▲10万円	▲20,315円
	投資顧問報酬	—	2万円	▲2万円	▲4,063円
	合計	1,010万円	932万円	78万円	158,457円

運用中の組入投資信託の売却により、取得価額の合計と契約金額に差が生じます。

投資顧問報酬(2万円として例示)は、税務上の費用とすることが可能なため、譲渡損として記載しています。

組入投資信託ごとの譲渡益が課税対象となります。契約終了時には、組入投資信託ごとの譲渡損益の合計から契約終了時の投資顧問報酬を差し引いた額が概算の課税対象となります。

## よくあるお問い合わせ



契約金額1,000万円に対して、時価評価額が1,010万円となりました。  
このまま1,010万円で売却できた場合、差額10万円に対して課税されるのですよね？

いいえ。組入投資信託ごとの譲渡益が課税対象となります。  
次のように、売却約定金額合計と契約金額の差額が譲渡益の課税対象となるわけではありません。

**×** 1,010万円 - 1,000万円 = 10万円 税額 20,315円

例えば、上表の取引例の場合、正しい税額は、158,457円となります。



## ■ 運用資金待機コースへ移行する際の課税の考え方

- 運用資金待機コースへ移行する際にも、組入投資信託の売却が行われることから、契約終了時と同様に組入投資信託ごとの譲渡益が課税対象となります。

## ■ 「特定口座(源泉徴収あり)」での源泉徴収・還付について

- 組入投資信託ごとに発生した譲渡損益に対して源泉徴収または還付を行います。
- 取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、譲渡益税の源泉徴収額が徴収過多の場合、還付を行います。
- 特定口座内で譲渡損益や収益分配金・利子等と損益通算※を行います。

※収益分配金・利子等との損益通算は「特定口座(源泉徴収あり)」かつ「配当通算(受入)あり」を選択した場合です。  
特定口座の詳細につきましては、冊子「特定口座のご案内」や三井住友信託銀行Webサイトの「特定口座」のページ等をご覧ください。

本資料の内容は、作成時点の制度等に基づいています。

※個別の税務のご相談につきましては、所轄の税務署または税理士等にご相談ください。